

受付番号：030058

法律等名称：建築基準法

案件名：平成13年国土交通省告示第1113号に関する提案

検討項目：高強度プレストレストコンクリート杭の基準強度及び許容応力度について

検討した結果：平成17年国土交通省告示第690号により、平成13年建設省告示第1113号の一部改正をもって措置済み

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成13年7月2日国土交通省告示第1113号）（抄）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第93条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第1に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第2から第6に定め、並びに同令第94条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第7に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第8に定める。

第1～第3 略

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によることができるものとする。

表 略

第5 略

第6 第5の規定にかかわらず、基礎ぐいの許容支持力又は基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力を定める方法は、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて次に定めるところにより求めた数値によることができるものとする。

一～二 略

第7 略

第8

一～二 略

三 外殻鋼管付きコンクリートぐいに用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1 mm²につき80N以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）
--	--

（傍線部分は改正部分）

$\frac{F}{3.5}$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。
この表において、 F は、設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

四 略

五 遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい（JIS A5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）－2004附属書5プレストレストコンクリートぐいに適合するものをいう。）に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき80ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する 圧縮の許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつ きニュートン)			短期に生ずる力に対する 圧縮の許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつ きニュートン)		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$\frac{F}{3.5}$	$\frac{\sigma_e}{4}$ 又は 2.5のうち いずれか 小さい数 値	1.2	長期に生ずる 力に対する圧 縮又は曲げ引 張りの許容応 力度のそれぞ れの数値の2 倍とする。	長期に生ず る力に対す る斜め引張 りの許容応 力度の数値 の1.5倍と する。	
この表において、 F 及び σ_e は、それぞれ次の数 値を表すものとする。					
F 設計基準強度 (単位 1平方ミリメートルにつ きニュートン)					
σ_e 有効プレストレス量 (単位 1平方ミリメー トルにつきニュートン)					

六 前各号の規定にかかわらず、くい体の構造方法
及び施工方法並びに当該くい体に用いるコンク
リートの許容応力度の種類ごとに応じて行われた
くい体を用いた試験により構造耐力上支障がない
と認められる場合にあっては、当該くい体のコン
クリートの許容応力度の数値を当該試験結果によ
り求めた許容応力度の数値とすることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。